

# 指定更新の取扱基準 2020



相馬地方広域水道企業団

# 目 次

1. 本書の目的	1
2. 指定更新の取り扱い	
① 指定更新の目的	
② 指定更新の対象者、実施時期	
③ 指定更新における審査基準	
④ 指定の有効期間	2
⑤ 指定番号の取り扱い	
⑥ 指定更新による広報	
⑦ 有効期間満了日の取り扱い	
⑧ 指定事項の変更の確認	
⑨ 指定の失効	
⑩ 更新対象事業者への通知	
⑪ 更新手数料	
3. 手続き、書類作成	3
① 更新手続き、更新事務の要領	
② 更新における提出書類	
③ 指定給水装置工事事業者更新確認書 による確認事項(確認4項目)	
④ 指定工事事業者証の取り扱い	4
4. 指定事業者講習	
① 指定事業者講習の受講対象者	
② 受講の受付	5
③ 講習の概要	
④ 更新確認書への記載	
⑤ 受講履歴の保存	
5. 添付様式	
① 様式第1号 指定給水装置工事事業者指定申請書	
② 様式第1号別表 機械器具調書	
③ 様式第2号 誓約書	
④ 様式第4号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	
⑤ 様式第5号 指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	
⑥ 様式第6号 給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書	
⑦ 更新様式1 指定給水装置工事事業者更新確認書	

## 1. 本書の目的

水道法第 16 条の 2 による指定給水装置工事事業者制度は、相馬地方広域水道企業団給水条例（以下、条例という。）及び同施行規程、並びに相馬地方広域水道企業団給水装置工事事業者に関する規程（以下、規程という。）に規定され、その指定を受けた者は 5 年ごとに更新を行う必要がある。

本書は、条例及び規程に基づき、相馬地方広域水道企業団指定給水装置工事事業者（以下、指定工事事業者という。）の指定の更新について、その取扱いを定めたものである。

## 2. 指定更新の取り扱い

指定工事事業者の指定更新（以下、指定更新という。）は、企業団が指定する期間内に有効期限を迎える指定工事事業者のうち、更新を希望する者（以下、申請者という。）の申請により実施する。

指定更新における審査基準、更新後の有効期間、失効の取り扱い、手数料その他について以下のとおりとする。

### ① 指定更新の目的

これまでの指定工事事業者制度は、指定を受けた者が、指定事項の変更や事業休廃止等を届出たものであったが、届出が行われない場合にその事業実態の把握が困難となり、所在不明者・連絡不能者が発生している状況にある。

こうした課題に対応し、かつ指定工事事業者の資質の維持・向上を図るため、指定工事事業者の指定に有効期間が定められ、5 年ごとの更新制となった。

指定更新の際は、指定事項に変更がないか、指定基準並びに事業の運営の基準を満たしているか確認を行う。

### ② 指定更新の対象者、実施時期

指定更新は、既に指定を受けている事業者のうち、企業団の指定する期間に有効期限を迎える事業者（以下、更新対象事業者という。）に対して行うこととし、更新対象事業者以外の指定工事事業者が申請することはできない。

更新事務は 1 年間に 1 回、毎年 9 月に行うことを基本とし、当年 9 月 30 日から翌年 9 月 29 日までに指定の有効期限を迎える指定工事事業者を対象とする。

なお、上記以外の時期に実施する場合は、更新対象事業者に個別に通知する。

### ③ 指定更新における審査基準

指定更新は、水道法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 を準用することとされており、新規指定と同様の審査基準で審査を行う。

(1) 企業団管内において給水装置工事業を行う事業所について、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること。

(2) 次に定める機械器具を有すること。

1. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
2. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
3. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
4. 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しないものであること。

1. 心身の故障により給水装置工事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

4. 規程第 8 条の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
5. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
6. 相馬地方広域水道企業団の締結する契約等からの暴力団等排除措置規則第 6 条に規定する解除の対象となる者
7. 法人であって、その役員のうち上記 1.～6. のいずれかに該当する者があるもの

#### ④ 指定の有効期間

更新を行った場合、新たな指定の有効期間は、従前の指定の有効期限の翌日から 5 年間とし、有効期限前に更新を決定した場合であっても影響されない。

##### <期限前に更新した場合>

令和 2 年 9 月 29 日期限の申請者が 8 月 1 日に申請を行い、8 月 10 日に更新が決定した。  
⇒次の指定の有効期間は令和 2 年 9 月 30 日から令和 7 年 9 月 29 日までとなる。

##### <期限経過後に更新した場合>

令和 2 年 9 月 29 日期限の申請者が 9 月 29 日に申請を行い、10 月 9 日に更新が決定した。  
⇒次の指定の有効期間は令和 2 年 9 月 30 日から令和 7 年 9 月 29 日までとなる。  
⇒期限前に申請を行えば、審査期間中は指定失効とはならない。

#### ⑤ 指定番号の取り扱い

指定を更新した際は、従前の指定と同じ指定番号を付与する。  
なお、指定の失効となった場合、その指定番号は廃止とする。

#### ⑥ 指定更新による広報

指定を更新した際は、企業団ホームページへの掲載を行う。

#### ⑦ 有効期間満了日の取り扱い

地方自治法第 4 条の 2 に基づき、有効期間の満了する日が企業団閉庁日である場合、その翌開庁日に更新を申請すれば指定の失効とはならない。ただし、有効期限経過後に更新を決定した場合も、上記④のとおり有効期間は従前の有効期限の翌日からとする。

#### ⑧ 指定事項の変更の確認

指定事項（所在地・名称・役員）に変更がある場合、変更を生じた日から 30 日以内に届けることとされていることから、指定事項変更届を提出しなければならない。

なお、指定事項を変更しないために更新通知を受け取ることができない場合でも、指定の失効となる。

#### ⑨ 指定の失効

指定の有効期限までに更新の申請を行わなかった場合、指定の効力は失われる。

また、指定の失効後は公表している指定工事事業者一覧から削除する。その後に再度指定を受けようとする場合は、新規の指定として申し込みを行うこと。

#### ⑩ 更新対象事業者への通知

上記②の要件に基づき、対象者へ個別に通知する。

#### ⑪ 更新手数料

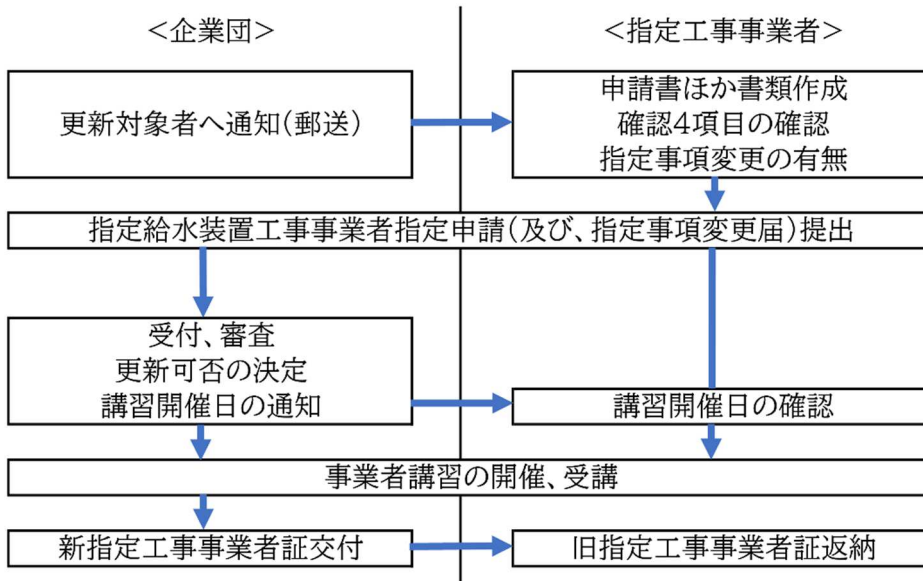
指定の更新に要する事務手数料は 10,000 円とする。なお、手数料は審査終了後（更新決定）から指定事業者講習開催日（交付の日）までに納入すること。

### 3. 手続き、書類作成

更新の申請を行う際の手続き、書類の作成、提出等について、以下のように取り扱う。

#### ① 更新手続き、更新事務の要領

更新の申請から新たな指定工事事業者証の交付まで、以下のとおり事務を執り行う。



#### ＜指定更新の手順＞

1. 企業団から更新対象事業者へ通知
  2. 各指定工事事業者にて書類作成、申請書の提出
  3. 受付・審査・更新講習開催日の通知
  4. 指定事業者講習の受講、新指定工事事業者証の交付
- ※申請に要する様式は企業団窓口で配布するほか、ホームページからダウンロード可。

#### ② 更新における提出書類

更新に要する書類は以下のとおりとし、事業所の位置図、外観写真、資機材写真は添付を省略することができる。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- (2) 機械器具調書（一覧のみ、写真添付不要）参考様式
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 法人の場合、定款及び登記事項証明書
- (5) 個人の場合、住民票
- (6) 主任技術者免状の写し
- (7) 指定給水装置工事事業者指定更新確認書（以下、更新確認書という。）下記③参照

#### ③ 指定給水装置工事事業者指定更新確認書による確認事項（確認4項目）

指定更新の際、事業の運営の基準に基づき以下について確認し、その内容は可能な限り公表することとされていることから、添付様式により報告すること。

##### (1) 指定事業者講習の受講状況

水道事業者の努力義務として、指定工事事業者を対象とした講習・研修を開催することとされており、その参加状況を記載する。

なお、過去5年間の講習を確認の対象とし、それ以前の実績は考慮しない。

また、この講習会はすべての指定工事事業者が受講でき、その実績は更新確認書の受講状況に記載できる。

詳細は4. 指定事業者講習による。

(2) 営業時間・対応業務の状況

水道利用者が修繕その他の工事を指定工事事業者に依頼する際に、その選定に資する情報を提供するため確認を行うもの。

(3) 主任技術者の研修履歴

指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者及び給水装置工事に従事する者の技術力の向上を図るため、研修の機会を確保するよう定められており、水道事業者はその機会を適切に確保するよう助言・指導を行うよう求められていることから、研修の実施状況を確認するもの。

ただし、確認の対象は過去5年間とし、それ以前の実績は考慮しない。

(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

水道法に基づき、配水管の分岐～水道メーターまでの配管工事に係る作業は『適切に作業を行うことができる技能を有する者』（以下、技能者という。）が施工・監督することとされているため、直近の給水装置工事におけるその配置状況を確認するもの。

なお、上記技能者は、申請者との雇用関係の有無は問わない。また、有資格者については資格者証の写しを添付すること。

《適切に作業を行うことができる技能を有する者とは》

分水栓取り付け、穿孔、給水管の接合、水道メーターまでの配管工事において、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施できる者をいい、次の経験若しくは資格を有する者。

(ア) 給水装置工事（企業団の給水区域に限らない）において、上記の工事を施工又は監督した実績を有する者

(イ) 公益財団法人給水工事技術振興財団による配管技能講習会修了者、検定合格者、技能認定者

(ウ) 職業能力開発促進法による配管技能士

(5) 公表可否の確認

上記確認事項は公表することが望ましいとされているため、ホームページへの掲載等の方法により公表することがある。公表の可否は申請者の判断によることから、各書類を確認のうえ記載すること。

④ 指定工事事業者証の取り扱い

指定工事事業者証は、更新の都度新たに発行し、指定の期限を記載する。

更新後、従前の指定工事事業者証は企業団へ返納する。

## 4. 指定事業者講習

水道事業者は、指定工事事業者に対し、給水装置工事に必要な情報の提供や適切な施工を実施するための講習・研修（以下、指定事業者講習という。）を定期的開催する必要がある。

企業団では、以下のとおり実施する。

① 指定事業者講習の受講対象者

指定事業者講習は、次の者が受講する。

(1) 指定更新の申請者

(2) 過年度の指定更新を受け、事業者講習を受講していない者

(3) 上記を除き、受講を希望する指定工事事業者

## ② 受講の受付

対象となる申請者（上記①(1)及び(2)）には、講習開催日時を通知する。それ以外の指定工事業業者で受講を希望する者は、事前に来庁又は電話等の方法にて申し込むこと。

なお、事前申し込みによる受講は、会場設営のため講習前日 12：00 までの受け付けとする。

## ③ 講習の概要

指定事業者講習は、次の内容で実施する。

- (1) 給水装置工事施行基準の確認・解説
- (2) 給水装置工事の施工、立ち合い、竣工検査等の確認
- (3) 法改正、基準改正について
- (4) 違反事例、事故事例について
- (5) その他、周知を必要とする事項

## ④ 更新確認書への記載

指定事業者講習は、その受講状況について、更新確認書へ記載する。また、申請者が受講しなかった場合、その理由を記載した理由書を提出すること。

なお、申請者を除く指定工事業業者で指定事業者講習を受講した者は、指定更新を申請する際に受講実績として申告することができる。ただし、その期間は受講日から 5 年間とする。

## ⑤ 受講履歴の保存

指定事業者講習は、受講後に指定更新の確認事項として申告することができる。このため、その受講履歴（受講日、事業者名、参加者氏名その他）について、適切な期間保存し、申告に応じて照会する。

## 5. 添付様式

---

- ① 様式第 1 号 指定給水装置工事業業者指定申請書
- ② 様式第 1 号別表 機械器具調書
- ③ 様式第 2 号 誓約書
- ④ 様式第 4 号 指定給水装置工事業業者指定事項変更届出書
- ⑤ 様式第 5 号 指定給水装置工事業業者 廃止・休止・再開 届出書
- ⑥ 様式第 6 号 給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書
- ⑦ 更新様式 1 指定給水装置工事業業者更新確認書

申込区分	新規	更新
------	----	----

新規・更新の区分を囲んでください

指定給水装置工事事業者指定申請書

令和〇〇 年 〇月 〇〇日

相馬地方広域水道企業団  
企業長

申請者 氏名又は名称 印  
住 所  
代表者氏名  
電 話

申請者は個人又は法人の本社です。  
ゴム印可。

水道法による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ氏名	フリガナ氏名
個人事業者は代表者を記載してください。	
法人は登記済みの役員を記載してください。	
事業の範囲	管工事業、土木工事業、住宅リフォーム事業…等 代表的な事業範囲を記載します。 すべて記載する必要はありません。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり



当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	㈱〇〇設備相馬支店 申請者名称とは異なる場合があります
上記事業所の所在地	福島県相馬市〇〇字〇〇 申請者住所とは異なる場合があります
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
給水 装次郎  ※免状の写しを添付してください。	第〇〇〇号

別表

機械器具調書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	形式・性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ		1	
	塩ビカッター	φ13～φ50	2	
	鋼管カッター	φ6～φ32	1	
管の加工用の 機械器具	やすり		1	
	ねじ切り器	LEX F25	1	
	塩ビ用面取り器	φ13～φ50	2	
接合用の 機械器具	トーチランプ		1	
	パイプレンチ	350mm	1	
	パイプレンチ	600mm	1	
	コーナーレンチ	300,450,600mm	各1	
	ハンマー		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	イマダ TP50	1	

<機械器具種別の記載例>

管の切断用の機械器具 …金切のこ、塩ビカッター等

管の加工用の機械器具 …やすり、ねじ切り器、塩ビ用面取り器等

接合用の機械器具 …トーチランプ、パイプレンチ、コーナーレンチ等

水圧テストポンプ …テストポンプ

様式第2号（第4条第4項関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇 年 〇月 〇〇日

申請者

氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

電 話

指定申請者と  
同一です。  
ゴム印可。

相馬地方広域水道企業団

企業長

様式第 4 号 (第 7 条第 2 項関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

令和〇 年 〇月 〇×日

相馬地方広域水道企業団  
企業長

届出者 住所氏名電話番号 申請時と同じ。  
ゴム印可。 印

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ氏名又は名称	カ)ソウマチホウコウイキスイドウセツビ (株)相馬地方広域水道設備		
住所	福島県相馬市大野台二丁目 3-5		
フリガナ代表者の氏名	キュウスイ ソウジロウ 代表取締役 給水 装次郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表	給水 装太	給水 装次郎	RO年〇月×日
取締役	大野 台助(辞任)	初野 浄二(就任)	RO年〇月×日

様式第 5 号 (第 7 条第 3 項関係)

指定給水装置工事事業者 **廃止**  
**休止** 届出書  
再開

令和〇〇 年 〇月 〇〇日

相馬地方広域水道企業団  
企業長

**届出事項を囲んでください。**

住所  
届出者 氏名 **申請時に同じ。**  
電話 **ゴム印可。** 印

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の **廃止**  
**休止** の届出をします。  
再開

フリガナ 氏名又は名称	カ)ソウマチホウコウイキスイドウセツビ ㈱相馬地方広域水道設備
住所	福島県相馬市大野台二丁目 3-5 <b>届出対象の事業所 (指定事業所)を記載 してください。</b>
フリガナ 代表者の氏名	キュウスイ ソウジロウ 代表取締役 給水 装次郎
(廃止・休止・再開) の年月日	令和〇年〇月×日
(廃止・休止・再開) の理由	水道関連事業を一時休止するため

※休止期間中であっても、指定の有効期限は変更されません。指定を継続して更新する際は、更新手続きを行う必要があります。

様式第 6 号 (第 12 条第 3 項関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

令和〇〇 年 〇月 〇〇日

相馬地方広域水道企業団  
企業長

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

申請時と同じ。  
ゴム印可。

印

届出理由を囲みます。

選任

解任

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

の届出をします。

給水区域で給水装置工事業の事業を行う事業所の名称	カ)ソウマチハウコウイキスイドウセツビ (株)相馬地方広域水道設備 指定を受けた事業所です。	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
<解任> 大野 台助	第〇〇〇号	令和〇年〇月×〇日
<選任> 初野 浄二	第◇◇〇号	令和〇年〇月×〇日
選任と解任を併記する際は判別できるように記載してください。		

## 記載例

## 指定給水装置工事事業者更新確認書

令和 ○年 ○月 ○日

相馬地方広域水道企業団 企業長

申請者	所在地 名称 代表者	指定を受けている所在地・名称 印	
	指定給水装置工事事業者の更新における確認事項を、以下のとおり報告します。		
	電話	Eメール	メールアドレス

## 企業団講習会の受講状況

受講日	令和 ○年 ○月 ○日 ・ 未受講	確認欄
(未受講の場合の理由)		※企業団使用欄
公表の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否 ・ 非公表項目 (	

※部分的に非公表とする項目がある場合、非公表項目に詳細を記載してください。

## 営業時間・対応業務の状況

休業日	第2・第4土曜、日曜、年末年始、お盆、GW	
営業時間 (修繕等受付可能な時間)	8:00~17:00	
修繕工事の対応	① 器具・蛇口 ② 漏水修理 ③ メーターバルブ、メーター廻り その他 ( ※対応可能なものを囲んでください。)	
新設工事の対応	1. 給水分岐~水道メーター ② 水道メーター~給水器具 その他 (	
緊急連絡可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	電話 080-00-00
公表の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否 ・ 非公表項目 ( 緊急連絡先:個人携帯のため	

※公表できない項目があれば個別に非公表とします。

## 主任技術者等の研修履歴

受講者氏名	研修の名称、主催者	実施日・修了日
給水 太助	配管技術者講習(給水装置工事振興局)	2020/4/1
装置 次郎	Eラーニング(給水装置協会)	2020/5/1
工事 三太	配管研修(講習修了者による自社研修)	2020/6/1
公表の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否 ・ 非公表項目 (	

※氏名は公表の対象になりません。自社研修も記載対象です。

適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

技能者従事者 氏名	技能の 有無	資格の 有無	資格名称	資格修了日	直近で従事した 工事
給水 太助	○	○	2級配管技能者	1999/7/31	31-〇〇号〇〇宅 分水工事
装置 次郎	○	×	※資格のない方…代表者の証明により認定		31-〇〇号〇〇地 区給水切替工事
公表の可否	☑ ・ 否 ・ 非公表項目（				

※氏名は公表の対象になりません。

<研修、講習の修了証・資格者証・証明書の添付欄>

欄に収まらない場合は別紙添付としてください